

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第89号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 （1）～（4） 略 （5） <u>条例第7条第4項第1号から第12号までのいずれかに該当する者</u>にあっては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。） （6） <u>条例第7条第4項第13号に該当する者</u>にあっては、<u>被害状況等申告書（様式第4号の2）</u>及び<u>同意書（様式第4号の3）</u> （7） <u>誓約書（様式第4号の4）</u> （8） 略 3～5 略</p> <p><u>様式第4号の2</u>（第2条関係） 被害状況等申告書</p> <p>私は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第7条第4項第13号</p>	<p>（入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 （1）～（4） 略 （5） 条例第7条第4項に該当する者にあっては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。） （6） <u>誓約書（様式第4号の2）</u> （7） 略 3～5 略</p>

に該当しますので、以下のとおり犯罪等の被害について申告します。

年 月 日

入居申込者 住所
氏名

記

被害者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	申告者との関係	
被害を受けた日時	年 月 日 時 分	
被害の場所		
被害の概要		
被害届等を行った警察署及び届出年月日	警察署 年 月 日	

備考

- 1 新聞記事の写し等上記被害の事実が確認できるものがあれば、添付すること。
- 2 交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書の写しを添付すること。

様式第4号の3（第2条関係）

同意書

私は、被害状況等申告書に記載されている被害の内容の届出の有無を確認するための照会が警察機関に対してなされることについて同意します。

年 月 日

住所
氏名

注1 この同意書は、犯罪被害者が記入すること。

2 犯罪被害者が死亡等で同意書を提出できない

ときは、同意書の提出は不要とする。

- 3 犯罪被害者が未成年又は成年被後見人であるときは、当該犯罪被害者の法定代理人であることを表示して法定代理人が同意書を提出すること。

様式第4号の4（第2条関係） 略

様式第4号の2（第2条関係） 略

附 則

この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第76号）の施行の日から施行する。